様式第８号（第１０条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　 様

御杖村長

保険給付の支払の一時差止通知書

あなたは、特別の事情がないのに国民健康保険税の滞納を続け、納期限から１年６か月が経過しましたので、※【法第６３条の２第２項の場合】（あなたは、特別の事情がないのに長期間国民健康保険税の滞納を続けておられますので、）国民健康保険法第６３条の２(第１項又は第２項)の規定により、　　年　　月　　日以降に申請（請求）される保険給付につきましては、その支払を一時差し止めます。

また、このまま更に滞納を続けられますと、一時差止めを行っている保険給付の額から滞納している国民健康保険税に相当する額又はその額以内の額を控除させていただくことになります。

なお、今回の保険給付の支払の一時差止めの原因となる国民健康保険税額の滞納額の内容は下記のとおりです。

記

１　保険給付の支払の一時差止めの原因となる国民健康保険税額の滞納額の内容（督促手数料は除く。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 期　別 | 金　額 | 納　期　限 |
|  |  | 円 | 年　　月　　日 |

＜注意事項等＞

１　次の事由に該当するに至った場合は、保険給付の支払の一時差止めを解除し、保険給付の支払を行います。

　　・滞納している保険税を納めたとき

　　・災害その他特別の事情が生じたとき

　　・国民健康保険法第５４条の３第１項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるに至ったとき

２　納付されたにもかかわらず、本状が届いた場合は、郵送による行き違いですので御了承ください。

３　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

４　国民健康保険税の滞納の状況は裏面のとおりです。

５　お問合せ先　　住民生活課　国民健康保険係　（０７４５－９５－２００１）

（様式第８号　裏面）

国民健康保険税の滞納の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 期　別 | 金　額 | 納　期　限 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |